

遊漁者の皆さんへ

○ まき餌を使った陸釣りのルール

船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、**使用するまき餌は必要最小限の量**とし、漁業権が設定されている区域にあっては、**漁業権者による漁場管理に協力しなければならない。**

千葉海区漁業調整委員会指示

皆さんのが訪れる海は、**漁業者の大切な生活の場**です。千葉県のほとんどの沿岸域には、漁業者が漁業を営むための権利である漁業権が設定されています。この漁業権区域には、漁業者が貝や海藻の保護・育成のため、大切に管理している漁場があります。**まき餌釣りをする時には漁業権者（漁協）の漁場管理に協力してください。**

○ 磯遊びのルール＆マナー

1. 採つてはいけない魚貝類

漁業権が設定されている海では、アワビ、サザエ、イセエビ、ハマグリ、アサリなどを採捕することはできません。

2. 使用できる漁具・漁法

・釣り以外では、千葉県海面漁業調整規則により次のものに限られています。

①たも網・すくい式さ手網

②投網（船を使用してはならない）

③貝・藻類の徒手採捕（ただし、漁業権の内容である水産動植物の採捕はできません）

・薬物（洗剤等を含む）を使用して水産動植物を採捕すると罰せられます。

3. 海辺の環境美化

ゴミは持ち帰ること。また、きれいな海で楽しく遊びましょう！

千葉県の海でまき餌釣りをするときは、
ルールを守らなくちゃいけないんだよ。

- ・まき餌の量はできるだけ少なくしよう。
- ・残ったまき餌やゴミを海に捨てないようにしよう。
- ・海を大切に守っている漁師さんの言うことを聞こう。



【お問い合わせ先】

千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

詳細は、URLまたはQRコード®から県ホームページをご確認ください。

「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL:<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>



遊漁者の皆さんへ

千葉県の海には、まき餌釣りのルールがあります。

まき餌 使用禁止区域	鴨川地先	勝浦～御宿地先	銚子地先
まき餌 使用量の制限 (1人1日あたり)	(1) 東京湾内…3キログラム以内 (南房総市富浦町大房岬と神奈川県剣崎灯台を結ぶ線以北) (2) (1)以外の海域…5キログラム以内 ただし、必要最小限の量とする。		
陸釣り	使用するまき餌は必要最小限の量とする。		
地区ごとに、遊漁をする際の細かなルールがあります。			

千葉県 千葉海区漁業調整委員会

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会（旧千葉県海面利用協議会）